

平成 28 年 2 月 1 日

受益者の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」  
信託終了（繰上償還） 予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「アムンディ・チャインドネシア株投信」からのスイッチングによってご投資いただいております、追加型証券投資信託「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」（以下「本ファンド」といいます）は、受益者の皆さまの長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、平成 27 年 12 月末日現在の本ファンドの受益権総口数が、投資信託約款第 46 条第 1 項に定められた投資信託契約の解約の基準である口数（10 億口）を下回る状況が続いており、十分に分散されたポートフォリオを組むことが困難なため、本来の商品性を維持した形での運用の継続が難しい状況でございます。

弊社と致しましては、このまま運用を継続するよりも、本ファンドの投資信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまの利益に資すると判断致しました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、指定の宛先にお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、本決議が可決され、「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」の信託終了が決定した場合は、スイッチングの最終申込受付日は 3 月 2 日となります。

本決議の結果につきましては、平成 28 年 2 月 23 日以降、委託会社のホームページ (<http://www.amundi.co.jp/>) でご確認いただけます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

敬 具

この度の議案におきまして、信託終了（繰上償還）予定の対象となっているのは、アムンディ・チャインドネシア株投信**マネー**であって、アムンディ・チャインドネシア株投信ではございませんので、あらかじめご留意頂きますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| ① 受益者の確定         | 平成 28 年 2 月 1 日          |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 平成 28 年 2 月 1 日～2 月 22 日 |
| ③ 書面による決議の日      | 平成 28 年 2 月 23 日         |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日  | 平成 28 年 3 月 10 日         |

本書面による議決権の行使については、平成 28 年 2 月 1 日時点の受益者（平成 28 年 1 月 28 日までに購入のお申込みをなされた方を含みます）を対象としております。平成 28 年 1 月 29 日以降に本ファンドの購入をお申込みいただいた方には本議決権はございませんのでご了承ください。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成 28 年 3 月 10 日をもって本ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆さまにお支払い致します。

また、前記の議決権口数による賛成を得られず本議案が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合、投資信託契約を継続する旨を本決議の日後、速やかに受益者の皆さまにお知らせ致します。

### 2. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了（繰上償還）について賛否をご記入いただき、指定の宛先にご送付ください。平成 28 年 2 月 22 日到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は、賛成されたものとさせていただきます。したがって、賛成いただける場合には特段のお手続きをとっていただく必要はございません。

#### 〔ご注意事項〕

同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成されたものとさせていただきます。

### 3. 反対受益者の買取請求手続きについて

本ファンドの投資信託契約の解約手続きにおいては、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、買取請求の適用はありません。平成 28 年 3 月 8 日までは、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けます。また、信託終了日まで保有して償還金を受け取ることも可能です。

このお知らせに関するお問合せ先：

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話 0120-202-900 (フリーダイヤル)

(平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 2 月 23 日までの各営業日の 9:00～17:00)

以 上